

加古川保護区（加古川市・稲美町・播磨町）

保護司会だより

2019.7

6号



会長就任にあたり

加古川保護区保護司会会長 今川 裕

平素は加古川保護区保護司会の活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また『更生保護事業』をしっかりと支えていただいている加古川市・稲美町・播磨町1市2町の自治体はじめ教育機関・企業・更生保護団体・各種団体等のきめ細かい活動に感謝申し上げます。また、『更生保護と再犯防止』にそれぞれの地元で取り組まれている町内会はじめ青少年育成協議会の方々や地道にコツコツと地域のために貢献している保護司の皆さま方お一人おひとりに感謝申し上げます。

この度、平成最後の4月の総会において第11代目の会長に選出され、5月新元号『令和元年』を跨ぎ、まだ2か月しか経験していませんが、戸惑いを感じながらも『犯罪のない明るい社会』を目指し、目下邁進しているところであります。

さて、加古川保護区保護司会（加古川市・稲美町・播磨町）のエリアでの『犯罪総数や再犯率』は全国的な減少傾向とは異なり横ばいか、やや減少している程度です。10年前の全国の刑法犯は約200万件越えでありましたが、毎年、約10%ずつ減少傾向にあり、昨年2018年では全国で認知した刑法犯が約80万件と減少し、戦後最小の数字となっています。しかしながら加古川保護区での『犯罪総数や再犯率』がまだまだ減少していないのが現状であります。

その減少しない理由が何故なのかまだ解明できていませんが、やはりそれぞれの地域において積極的に町内と関わり、私たちが『犯罪のない社会を目指して』地道な活動を継続していくことではないかと考えています。

加古川保護区保護司会では3年前から広く皆さま方に

保護司の日々の活動や体験や私たちのスローガン『私たちの町から犯罪をなくし明るい社会』を掲げ、日々の取り組みや活動や現状を知っていただこうと広報誌『保護司会だより』を発行しています。この広報活動を通じて、もっともっと地元と密接に関わり啓発活動を継続していきたいと考えています。また県下34保護区（保護司の定数30名前後～100名を越える保護区まで）あり、加古川保護区は105名定員の大規模保護区であり、犯罪件数も再犯率も群を抜いて目立って多いのも事実ですが、さらに『犯罪の減少・再犯率の減少』を目指し頑張らなければならないと考えています。

稲美町・播磨町の両町では以前から地元での協議会なども組織化され、地元と親密なる活動を積極的に進め、その成果も出し続けています。一昨年から加古川市も大きく7つのブロックに区分し、地元との活動がさらに親密にできるよう徐々に組織化も進めているところであります。地域の皆さま方や保護司の皆さま方のいま一歩のご助力で支援をお願い申し上げます。

また一昨々年に『再犯防止等の推進に関する』法案が成立・施行され、この法案に基づき昨年からは『再犯防止推進計画』を加古川市・稲美町・播磨町の行政機関も積極的に取り組んでいただいております。

さらに教育機関・小中高等学校・公民館・企業・更生保護団体との連携を密に取り組み、それぞれの地域との交流を大いに発展させ『犯罪のない明るい社会』の達成を目指して、私たちが微力ながら頑張っていきたいと考えていますので今後ともよろしくご支援ご助力のほどお願い申し上げます。

平成31年度 加古川保護区保護司会 総会

平成31年4月26日(金)に加古川市社会福祉会館大ホールにおいて、「平成31年度加古川保護区保護司会総会」を開催し、神戸保護観察所生駒所長はじめ、加古川市岡田市長、稲美町古谷町長、播磨町清水町長と公務ご多用のところを多くのご来賓にご臨席を賜りました。



第一部では、前年度の事業報告や決算報告、また本年度の役員改選案や事業計画及び予算案など審議事項について、

全て承認されました。これに伴い、今年度より加古川北ブロックの今川先生を会長とする別表のような新体制で活動することとなりました。

第二部では、加古川学園次長の阿部真紀子先生から『少年院における処遇』～加古川学園の取組～と題した貴重なご講演をいただきました。

加古川学園では、近畿で加古川学園のみとなる矯正教育課程である支援教育課程Ⅲも収容対象とした20歳未満の少年が収容されています。また、同じ敷地内には短期対象者が収容される播磨学園も隣接しています。

在院者の非行名では、窃盗の第1位は変わらないものの、傷害・暴行に次いで、詐欺が3位になっており、オレオレ詐欺などの受け子として未成年者が利用され



ている実態もよく分かりました。

在院者の家庭環境として、中には実父母がいても乳

児院から預けられて育ったような子もおり、また、学歴としては高校に何とか行かせてもらったけど続かずに辞めてしまった子など多くを高校中退が占めています。

そのような子たちに対し、個人別矯正教育計画を策定し標準教育期間である11か月での退院に向けて、段階ごとの処遇が行われます。

矯正教育として、

①生活指導では、基本的な生活指導・問題行動指導・治療的指導・被害者心情理解指導・保護関係調整指導・進路指導の多岐にわたって行われます。

②職業指導では、農園芸科・溶接科・サービス科・土木建築科などを指導し、また働くためにとても必要である「国語力基本的会話力」「対人関係円滑化指導」も行われたり、資格取得講座や高卒認定試験を目指す子の指導も行っておられるそうです。

③特別活動指導では、成人式、各種スポーツ大会、文化祭、観桜会などの行事が開催され、花を種から育てていると、初めての経験だと大切に育ててくれるようになった事もあるそうです。



た事もあるそうです。

保護者への働きかけも行っているとの事ですが、来てくれる保護者には働きかけができるが、来てくれない保

護者への対応が大変だと話されていました。

社会復帰支援についても、帰住先の調整、就労・修学に関する事、医療・福祉機関との連携など、様々な問題をクリアしながら支援されていることがよく分かりました。

今年度、新たに取り組もうとしている事として、警察と連携した「特殊詐欺」に関する指導や院内での原付免許取得、また職場見学や職場体験などを予定されているとの事でした。

参加された先生方に感想などをご記入いただきました。その中から幾つか御紹介させていただきます。

平成31年度 加古川保護区保護司会 総会

★講演会の感想文から抜粋して紹介します★

学校に勤めていたので義務教育を早期で離脱という言葉は深く心に響きます。確かにそういう子が大きな事件を起こしました。当時、発達障害が言われ始め、まだ教育現場で十分な対応がされていない頃の子でした。学校の中で適応できない子達に長く接してきたのですが、こういうお話を聞く事はなかったです。学校も考えないといけないと思いました。

退園後の進学のため高卒程度認定試験を受検し、大学進学への希望をもっている少年もいることに感動しました。保護司が少年にとって「安心して頼れる大人」になることが重要だと思いました。

少年を担当することが多いので、対象少年が国語能力が乏しい、社会常識(年相応の)が身につけていないということ、改めて勉強になりました。

保護者をあてにしない経済的自立を図る為の資格取得を充実させてほしい。一番の社会復帰につながる方法だと思います。少年少女の命に対する危機意識の低さ、本能の鈍化を感じるの、その点の指導をカリキュラムにどんどん取り入れて欲しいと思いました。

職場見学等もう少し社会を見せたり、人生を踏み外しかけたが復帰したような人の話を聞かせるべきでは…と感じた。

家庭・保護者がしっかりしていないと少年が頑張ろうと思っても、再犯に向かってしまうような事があるのかなと思いました。彼らの当たり前は我々にとっては当たり前でなく、しかしながら、我々の当たり前も彼らには当たり前ではないという事をしっかり理解しておきたいと改めて感じました。

令和元年度 加古川保護区保護司会 組織表

(会長) 今川 裕										三役
(副会長) 木下 恵介 田中 勲 藤原 清尚										
加古川市 分会							稲美町分会	播磨町分会	監事	
(分会長) 木下 恵介							田中 勲	藤原 清尚		
事務局	事務局長	木下恵介								常務理事会 理事会
	事務局次長	西口三枝子								
監事	岡本常太郎	友政恵美男								
ブロック名	加古川	野口	平岡	尾上	別府	加古川西	加古川北	稲美	播磨	部 会
町名	加古川町	野口町	平岡町	尾上町	別府町	東神吉町 西神吉町 米田町	新神野・神野町 八幡町・平荘町 上荘町・志方町	稲美町	播磨町	部 会
常務理事	西脇司郎	中川幹夫	三谷政則	中濱三朗	佐々木秀雄	芝田京子	宮内正樹	大路一光	藤澤輝雄	
理事・監事数	2名	2名	3名	2名	2名	4名	4名	2名	2名	
保護司数	15名	9名	13名	11名	11名	11名	11名	7名	9名	
総務部		研修部		犯罪予防部		更生援助部		広報部		部 会
部 長	副部長	部 長	副部長	部 長	副部長	部 長	副部長	部 長	副部長	
藤原清尚	木下恵介	田中 勲	佐々木秀雄	芝田京子	藤澤輝雄	今津俊郎	増田真之	吉岡泰毅	中田謙一 清水玲子	

保護司と保護司会について

1. 保護司の使命と資格

〈使命〉

社会奉仕の精神で、犯罪をした者の改善更生を助け、犯罪の予防の啓発に努める。

〈資格〉

- ①社会的信望を有すること
- ②職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕がある
- ③生活が安定
- ④健康で活動力を有することのすべての条件を具備した者を法務大臣が委嘱している。

2. 保護司の身分

- ①非常勤の国家公務員
- ②政治的行為の禁止又は制限に関する規定は不適用
- ③国家公務員倫理法の不適用
- ④国家公務員災害補償法の適用あり
- ⑤無給(ボランティア活動)

3. 保護司の職務

①犯罪者の保護観察と生活環境の調整

本件は保護観察所長の指揮監督により保護司が実施

②犯罪予防活動

本件は保護司会が計画を策定し(保護司法第八条の二による)、保護観察所長の承認を得たものを実施

4. 保護司会組織

①保護司会の役割

- ◎保護司法第八条の二の計画の策定と保護司の職務に関する連絡および調整
- ◎保護司の職務に関する研究及び意見の発表、並びに必要な資料及び情報の収集

◎保護司の職務に関する研修

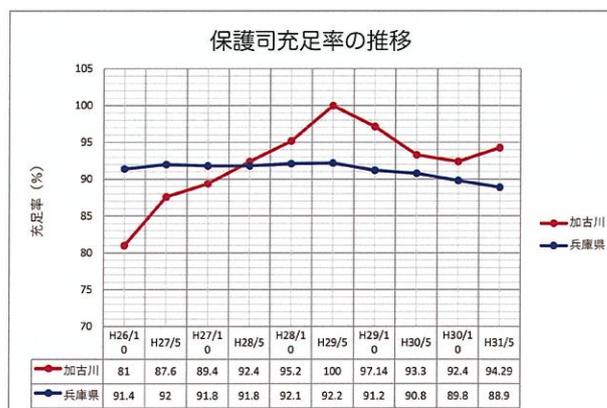
◎保護司及び保護司会の活動に関する広報宣伝と人材確保に関する活動

②保護司会は法定組織

平成11年4月までは保護司組織の規定はなく、法律上に根拠を持たない任意組織であったが平成11年4月の改正により位置づけを明確にし、法定組織となった。

5. 地方公共団体との連携

- ①平成11年施行の保護司法第17条において、保護司が職務として犯罪の防止に寄与する地方公共団体の施策の協力を行い得る旨の規定が置かれたことと相まって、保護司及び保護司組織と地方公共団体との相互の協力関係を維持・発展させ地域社会の理解と協力を深めるために、地方公共団体の保護司・保護司組織に対する協力規定が設置
- ②再犯の防止等の推進に関する法律と再犯防止推進計画により、より強固に広範囲に地方公共団体の保護司会組織に対する協力規定が設置



更生保護サポートセンターの機能及び3年半の実績

1. 保護観察、生活環境の調整の処遇活動に対する支援

①面接場の提供

毎月40人回保護観察官と保護司が対象者等と面接

②新任保護司を始めとする保護司の処遇活動に対する相談の対応

年2回の新任保護司研修会と年5回程の相談実施

③保護司同士の処遇協議、情報交換の企画・運営

年3回から4回実施

④協力雇用主の確保

協力雇用主確保の資料作成と勧誘活動

2. 保護司会の運営

①保護司会の運営に関する事務・会計業務

毎月観察所へ組織活動報告提出、会計記帳と出入金

②定例研修会・役員会・部会への支援

定例研修会、役員会、常務理事会、理事会、総会等の資料作成と会場確保

3. 地域への更生保護活動に関する情報提供

①更生保護や保護司(会)活動に関する情報の発信

再犯防止計画の要望書と資料作成及び広報誌発行

②関係機関・団体への講師派遣、広報資料の貸し出し

4. 地域の関係機関・団体との連携の推進

①保護司の処遇活動を助ける地域の関係機関・団体に関する情報の収集及び保護司への提供

加古川市障がい者基幹相談支援センター、加古川警察署、防犯協会、市内4矯正施設との交流の支援

②地域の関係機関・団体との処遇協議、情報交換の企画・運営

市内4矯正施設、防犯協会、薬物乱用防止、青少年健全育成協議会等との交流支援

5. 地域に根ざした犯罪・非行予防活動の推進

更生保護サポートセンターの位置付

サポートセンターは保護司や保護司会の活動及び運営を側面から補助・支援することを目的に設置されています。役員会、理事会、部会を支援する機構です。

ブロックの活動報告

野口ブロックからの活動報告

常務理事 中川 幹夫

当職が保護司を拝命したのは、平成3年5月でした。以後御代変わりとなった5月で丸28年を迎えました。その間、0号観察から4号観察、環境調整、他府県観察所からの要請による居住確認、刑務所、少年院での面談などを担当してきました。

保護司活動状況について、他の保護司先生にご紹介できるような特別な活動はできていませんが、“他の関係機関との連携”について、2例紹介したいと思います。なお、この事例は成功事例ということではなく、こういった関係機関との連携もあるのだなどご理解いただければと思います。

【事例1】

対象者は、婚約者に対し酒を飲み暴力を振るった事件で4号観察になった成人。アルコール依存症があり、実母へのDVもあった。実母への支援で市役所高齢福祉課、地域包括センターが活動しており、当職も含めた連絡会が持たれ、情報交換しながら観察、支援するようになった。

結果的には、何人かの保護司先生の手を煩わせることになったが、当人が本市を離れることにより観察は他市に引き継がれた。

【事例2】

対象者は、中学生。女兒に対するわいせつ行為で少年院送致となった。当職は環境調整で関わった。

1年間経過した頃、主任官から連絡があり、対象者の収容少年院から事例研修を行うので当職も参加するようとのことであった。

その研修会には、当職、主任官、少年院の担当職員、心理療養士、近畿地方保護更生委員など20名近くが参加し、少年院での様子、処遇状況、心理的な分析、家庭の状況など多岐にわたって情報交換があった。今後の少年院での処遇計画に反映させるとのことであった。

結果的には、保護者が他市に転居し、帰住先も変更となったため、当職の環境調整も終了した。

いずれの事例も最後まで担当することはできませんでしたが、保護司として「貴重な体験をさせていただいた」と思っています。

加古川西ブロックからの活動報告

東神吉町 神吉 秀穂

保護司とは、更生保護活動に携わる民間のボランティアの人のことで、保護司は、ボランティアではありますが、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であり、犯罪や非行をした人の立ち直りを支えて行く仕事です。保護司の主な仕事としては、保護観察官と協力しながら、保護観察中の人と月に数回面接し、生活状況を見守る保護観察、刑務所や少年院に入っている人の家族等に会い、矯正施設出所後の生活環境を整える生活環境調整などがあります。少年事件において、少年に保護観察処分が下された場合には、保護司の指導・監督の下、保護観察期間を過ごしていくことになります。

この遵守事項には、一般遵守事項と特別遵守事項があります。

一般遵守事項とは、すべての保護観察対象者が遵守しなければならないものが有ります。

- ①再び犯罪をすることがないよう、又は非行をなくすよう健全な生活態度を保持すること。
- ②保護観察官及び保護司による指導監督を誠実に受けること。

③保護観察に付されたときは、速やかに、住居を定め、その地を管轄する保護観察所の長にその届出をすること。

④届出をした住居に居住すること。

⑤転居又は7日以上の旅をするときは、あらかじめ、保護観察所の長の許可を受けること。

特別遵守事項とは、保護観察対象者の特性や改善更生の状況などに応じて、個々の保護観察対象者ごとに定められるものです。具体例としては、共犯者のいる事件で、共犯者との交際を禁止したり、性犯罪に対しては性犯罪の結びつく行為等、犯した犯罪にあった禁止行為があります。

私が担当した少年も、集団暴走行為による保護観察処分を受けた少年でした。高校は中退したが、幸いにも更生しようする自覚・働く場・住む家と家族の協力があつた事で更生することが出来ました。

少年が集団暴走行為に至るまでに防げなかったのか。今、注意する大人が居なくなったのか、むしろ注意の仕方がわからない。臆と、題して小さな子どもに体罰を加える。進むと児童虐待につながり子どもの心を大きく傷つけてしまいます。学校の先生・地域住民そして家族が子どもと向き合う時間を取って頂きたいです。また地域の見守り活動の中で少年の深夜徘徊を見かけたら優しい貴方の声掛けが子ども達を守ると思います。

それぞれの
保護司の横顔

～ハーレーダビッドソンに跨り アメリカ合衆国50州走破の旅～

加古川北ブロック(上荘町)

今川 裕



アメリカ合衆国の旅への思いは、

- ①アメリカ映画のシーンのひとつひとつを走ってみたい、特に『ルート66』を走ってみたい…
- ②日本とは国土の広さも経済も違う国と戦争した史実を探りたい…
- ③歴史の浅いアメリカの起爆剤とは成長力とは何かを知りたいとの強い動機があった。

その① 1962年に流行ったテレビドラマ『ルート66』…ロサンゼルスからシカゴまで7州を結ぶ、若者ふたりの青春ドラマである。旅先で出会う様々な友情と恋の旅。それぞれの街で多くの若者らとの事件やエピソードを毎週毎週展開するドラマであった。当時、まだ16歳の子もだった私は完全に嵌った。

そんな憧れの「ルート66」をロサンゼルスからシカゴまで約4,000kmを完走したのはもう還暦を過ぎた2007年61歳のときであった。ルート66沿いの真っ白なモーターに泊まったとき、その質素な真っ白な壁の清楚な部屋のトイレに



7マイルブリッジ(フロリダ州)

入ったとき、ふと、ここで命途絶えても本望だとも思った。

自動車免許よりも先に17歳でオートバイの免許を取得し、淡路島・小豆島の一周ツーリングから始まり、四国・九州・北海道と東北一周など、とりあえず何でもかんでも一周したいというツーリングの旅を過ごし、ほぼ日本一周ツーリングの旅を終えた。43歳で10代の頃よりの憧れのハーレーダビッドソン FLHTCを購入。2003年ジャンボジェット機をチャーターして『ハーレーダビッドソン100周年(ウィスコンシン州ミルウォーキー)』ツアーに参加。それよりアメリカ合衆国のツーリングの旅が始まった。

西部のカリフォルニア、ユタ、アリゾナ州や東部のペンシルベニア、メイン、ニューヨーク州。そして南部のフロリ



エルビスプレスリー記念館(ミシガン州)

ダ、テネシー、ミシシッピ州など18年をかけアメリカ合衆国USAツーリングの旅を継続。

その間、アート書家として『今川昌暘アート書』の個展をアメリカ18州で開催。

一昨年はワシントン州一周、そして昨年は最後の50州目のモンタナ州一周の旅を達成し、ついにアメリカ合衆国50州全州のツーリングの旅を達成しました。まだまだアメリカを完全走破した感はありませんが、走行日記によると約32万マイル(約45万km)を走ったことになります。

あちらこちら思い出に残る多くの出会いや地名もありますが、特に気に入ったのはルート66の小さな町で初老カーボーイとの出会いや、ニューポートでの老人との出会い、また映画のシーンのアーノルド・シュワルツェネッガー主演の『トゥルーライズ』キーウエストに繋がるセブンマイ



モニュメントバレー(ユタ州からアリゾナ州へ)

ルブリッジを爆破したシーンを走ったり…

リチャード・ギア、ジュリア・ロバーツ主演の『プリティ・ウーマン』…ハリウッドストリートやブルーバード通り的高级ブティック街やハリウッドの街並みや…サンフランシスコのゴールデンブリッジや坂道ケーブルカー通りや…『マディソン郡の橋』も渡ったり…ケビン・コスナー、ホイットニー・ヒューストン主演の『ボティガード』…ハリウッドでのメイン通りやレイチェルを匿うため、父親の別荘に庇った、とても美しい雪のウィニペソーキー湖（ニューハンプシャー州ラコニア）や…

またメル・ギブソン、ジョディ・フォスター、ジェームズ・ガーナー、ジェームス・コバーンらの『マーヴェリック』のグランドキャニオン・コロラド川やテネシー州・ミシガン州など南部を2013年に爆走した…

最後の50州目は憧れのロバート・レッドフォード主演の『モンタナの風に吹かれて1995』。あのラストシーンの真っ赤に映える山、その頂陰から彼女を見送る場所など、アメリカ合衆国50州目のモンタナ州をゆっくりゆっくりと完走…満喫した旅を終えました。

そしてアメリカで最も歴史あるオートバイの3大祭りに参加。続きは、またの機会がございましたら…。



デイトナ三代バイクウィークリー（フロリダ州）



社会を明るくする運動

令和元年度の「社会を明るくする運動」の駅頭啓発活動は7月1日(月)7:00～となっております。

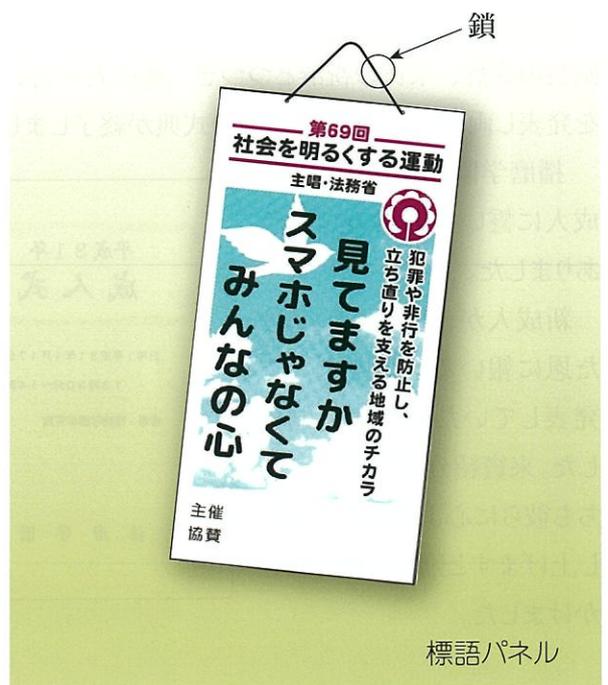
この運動の標語パネル作成にあたりまして、今年度も沢山のご協賛をいただきました。誠にありがとうございました。

ご協賛企業と標語パネルをご紹介します。

標語パネル協賛会社

- | | |
|-----------------|------------|
| ・但陽信用金庫 | ・三幸道路(株) |
| ・(株)神戸製鋼所加古川製鉄所 | ・田岡化学工業(株) |
| ・昭和住宅(株) | ・住友精化(株) |
| ・多木化学(株) | ・(有)滝一建材 |
| ・住友金属鉾山(株) | ・(株)大黒自動車 |

(順不同)



標語パネル

第4回定例研修会開催

(平成31年2月21日(木) 加古川市総合福祉会館)

会長のあいさつに始まり、今回は「事例研修」として3人の先生方より、最近担当した対象者との対応の中で特に印象に残ったことを発表していただいた。

おしなべて感じることは「対象者の多様化」ということだろうか。

いわゆる複雑な家庭環境に起因するところが大きい。両親の離婚による父子・母子家庭。そして生活苦。時には継父によるDV。それらのことから派生する居場所を求めての家出と万引きの繰り返し。ある先生は「対象者や両親に寄り添って、じっくり話を聞くことが大事だ」と話された。

そのあと神戸保護観察所鈴木観察官から、保護観察は面接に始まり面接に終わる。「話し方」や「話の内容」も大事だが、「見た目(外見)」がそれより勝ると言われる。また、相手に好印象を持つと物事はうまくいく。苦手なタイプの人でも好感のもてる部分を探し、できるだけ好意を持つとすることが大切だ、との講評をいただき感銘を受けた。

播磨学園と加古川学園の成人式

平成31年1月17日(木)午後1時30分より播磨学園(少年院)、同18日(金)は加古川学園にて入園生の成人式がありました。

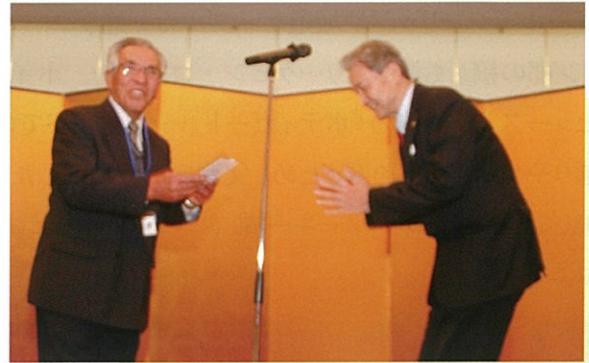
播磨学園10名、加古川学園17名の新成人の紹介、園長の式辞、来賓の祝辞とつづき、新成人が誓いの言葉を発表し両園共に約1時間強の式典が終了しました。

播磨学園では、全ての新成人に誓いの言葉の発表がありました。

新成人が、母親への受けた恩に報いる言葉を選んで発表していたのが印象的でした。来賓紹介時には、私たちも彼らに心よりお祝いを申し上げますと励ましの言葉をかけました。



12月21日の懇親会の報告



毎年、年末の研修会のあとは、恒例の懇親会を今年も『加古川 プラザホテル』にて開催しました。

本会の趣旨は長年お世話になった「満齢退任」の先輩先生への感謝とご慰労の懇親会でもあり、また新しく保護司となった仲間の歓迎会でもあります。

今回は満齢退任の先生3名、法務大臣受賞の先生3名、新任保護司の先生6名でした。

たくさんの会員の保護司の先生方に出席をいただき「歓送迎会」と「受賞お祝い会」を盛大に、そして和やかなひと時を過ごしました。



また神戸保護観察所 姫路駐在官事務所より鈴木健二郎観察官にもご参加いただき、ユーモアあるご挨拶をいただき、ゆっくと楽しい懇親会となりました。



保護区のあゆみ

令和元年度第1回定例研修会

5月22日(水)に第1回定例研修会が開催され、今後の行事予定や社明駅頭活動および社明作文について、また、保護司現況報告と新任保護司の紹介がありました。

休憩を挟んで鈴木健二郎保護観察官より「精神障害のある対象者の処遇について」というテーマでお話を頂きました。

現在の類型の中で最も多くを占めているのは、覚せい剤という事で薬物依存に対する処遇が今後にも多くなるであろうと思われますが、薬物依存は病気ととらえ、「やめられる」という人は要注意と考えること、不安そうにしている人の方が治療していけるとの事でした。

精神障害や疾患は7つに分類され、処遇においては、それぞれの特性をよく理解しながら、「考えていることが分からない」などの先入観を持たず、1人の人間として尊重し、かつ人権に配慮し守秘義務を徹底すること。

症状に起因する妄想的な発言に対しては、「気のせい」

「勝手な思い込み」などとして反論や修正を試みるよりも「本人の考え」として聞いておく、傾聴の態度を示して信頼関係づくりに努める事が大切だという事でした。

情緒障害として、最近、社会問題化している大人の引きこもりが当てはまり、DVを起こしたり、窃盗などの事件を起こして4号観察になる者もいるとの事でした。

事例検討でグループに分かれて話し合いも行ない、それぞれから発表を頂きました。



保護司会行事(H30.12.2～R1.7.1)

- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 12/12(水) 再犯防止シンポジウム | 5/8(水) 県保連 総務部会 |
| 12/14(金) 第4回常務理事会 | 5/13(月) 三役会 |
| 12/19(水) 第3回県代表者&保護司会連合会理事会 | 5/16(木) 満齢保護司退任式 |
| 12/21(金) 第3回定例研修会、懇親会 | 5/17(金) 常務理事会 |
| 1/4(金) 加古川市年賀交歓会 | 5/20(月) 代表者会議&県保連理事会 |
| 1/17(木) 播磨学園成人式 | 5/21(火) 新任保護司辞令交付・研修 |
| 1/18(金) 加古川学園成人式 | 5/22(水) 第1回定例研修会 |
| 2/7(木) 更生援助部会 | 5/24(金) 加古地区更女総会 |
| 2/8(金) 三役会 | 5/28(火) 社明 兵庫県推進委員会 |
| 2/13(水) 第5回常務理事会 | 5/28(火) 特別研修 社明実務担当者会 |
| 2/14(木)～15(金) | 5/30(木) 播保連総会 |
| 兵庫県保護司代表者等連絡協議会 | 6/3(月) 防犯協会定期総会 |
| 2/21(木) 第4回定例研修会 | 6/6(木) 薬物乱用講習会 |
| 2/28(木) 社明作文反省会 | 6/8(土) 加古川学園体育祭 |
| 3/4(月) 特別研修「社明実務担当者会」 | 6/10(月) 三役会 |
| 3/13(水) 第4回県代表者&保護司連合会理事会 | 6/14(金) 新会長、会計担当者研修会 |
| 3/18(月) 三役会 | 6/21(金) 常務理事会 |
| 4/5(金) 役員会・監査 | 社明作文担当者会 |
| 4/12(金) 加古川学園観桜会 | 6/24(月) 新任保護司研修会 |
| 4/15(月) 三役会 | 7/1(月) 社明駅頭活動 |
| 4/19(金) 理事会 | |
| 4/26(金) 総会 | |

満齢退任あいさつ

(令和元年5月17日付)

別府町 西多 攻



保護司拜命以来、多くの法律違反や罪を犯した人の更生を手助けして社会復帰させる、違反行為はよくないと気づかせ、間違っ

た行いを二度としないように生活態度を改めるように毎月の面談での話で繰り返し、繰り返し話して、気づくように…。

保護司としての仕事ができただけ、この仕事はこれでよかったのか、いまだに自問自答ですが退任の時を迎えました。

多くの同僚保護司、先輩保護司をはじめ、保護観察所の先生方のご指導で何とかここまでこれたと思います。ありがとうございました。

保護観察、更生指導に模範解答はないと思います。個性の強い対象者、保護司をなめている対象者等々毎回、毎回心しての対応が必要だと思

います。何度も繰り返し約束は破られ騙されて、騙されての対象者にも根気よく約束を守るように諭したり、気短の私でしたが今に分かってくれるだろうと気長に接するようになれました。



貴重な経験を生かしてこれからの人生を過ごしたいと思

います。本当にありがとうございました。

新任保護司紹介

(令和元年5月21日付)

加古川町 大野 恭平
 加古川町 ^{つばき} 鏝木 良子
 野口町 ^{つげ} 栢植 厚人
 平岡町 白石 信一
 八幡町 ^{おりた} 織田 正樹
 八幡町 加古 博志

次号でご紹介させていただきます。

任期満了保護司

(令和元年5月17日付)

野口町 藤田 次保
 八幡町 華山 泰宣
 志方町 村上 佳子

永年に亘りご指導ご支援を賜り有難うございました。

物故保護司

稲美町 岸本 嘉文様

(平成31年4月20日)

謹んでご冥福をお祈りいたします。

編集後記

第6号の発行にあたり、ご協力・ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。本号では4月26日の総会により新体制となりましたのでご報告させて頂いております。「加古川保護区保護司会だより」では、皆様からのご寄稿をお待ちしております。下記住所又はE-mail宛にお願い致します。

(広報係 清水)

保護司数と保護観察・生活環境調整事件係属件数

令和元年5月15日現在

保護司	保護観察				生活環境調整	
	少年		成人		少年院	刑事施設
98名						
男73名	1号	2号	3号	4号		
女25名	48件	14件	8件	33件	4件	63件

発行所 加古川保護区保護司会

会長 今川 裕

〒675-8577 加古川市加古川町寺家町 177-12
 加古川市総合福祉会館内

TEL 079-451-7868 FAX 079-451-8003

E-mail kakohogoku@outlook.jp